

# 国分寺市住民主体型サービス事業費補助制度

## 令和6年度 団体募集要項



国分寺市 福祉部 高齢福祉課

〈目次〉

|                    |   |
|--------------------|---|
| ■ 目的.....          | 1 |
| ■ 補助対象経費.....      | 1 |
| ■ 交付対象団体.....      | 1 |
| ■ 募集から交付までの流れ..... | 2 |
| ■ 申請方法.....        | 3 |

## ■ 目的

この制度は、介護予防・日常生活支援総合事業における、「生活支援・介護予防サービス」を、地域住民の多様なニーズに対応できるよう、NPO法人や公益社団法人等の多様な主体により提供される、住民主体によるサービスを創出し、支え合いの地域づくりを進めるため、基盤整備を目的とした間接経費の一部を補助することで、多様な主体による「生活支援・介護予防サービス」が必要とする高齢者に提供できる体制の整備を目的とします。

## ■ 補助対象経費

| 費目    | 内容              | 補助金の額  |
|-------|-----------------|--|
| 研修受講費 | 研修の受講料          | 補助対象となる経費の合計額。<br>ただし、当該年度の上限額は、<br>訪問型サービスBにあっては<br>120,000円、通所型サービスBに<br>あっては84,000円とする。 |
| 報償費   | 講師等謝礼           |  |
| 会議費   | 会議に伴う会場費        |  |
| 消耗品費  | サービス事業に使用する消耗品費 |  |
| 印刷製本費 | チラシ、ポスター等の印刷製本費 |  |
| 通信運搬費 | 郵便代等            |  |
| 備品購入費 | サービス事業に係る備品購入経費 |  |
| 保険料   | 行事等の保険料         |  |
| 旅費    | 講師等の交通費、宿泊費等    |  |
| その他   | 市長が特に必要と認める経費   |  |

### (補助申請の制限)

この補助制度を利用し、補助金の交付を受けた団体は、**最長3年間の時限的支援**とし、3年を超えての補助申請をすることができません。

## ■ 交付対象団体

交付対象団体は、以下の要件を全て満たしている団体です。

- (1) 特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人であって、市内又は立川市、府中市、小金井市若しくは国立市に活動拠点を有するもの。
- (2) 原則として、団体の構成員(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条(指定等)に規定するシルバー人材センターにあっては、登録された会員を含む。)が5人以上であって、その過半数が市内に住所を有する団体であること。地域の住民が地域活動を行うために会員となり、自主的かつ民主的に運営されている団体であること。
- (3) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の62の3(法第115条の

45 第1項の厚生労働省令で定める基準)第2項に規定する基準を満たすと市長が認めるもの。

(4) 次に掲げる介護予防に資する活動又は生活支援サービス(洗濯, 掃除, 調理, 買物, ゴミ出し等の日常生活の支援に関するサービスをいう。)の提供について, 3年以上の実績があること。

ア 体操や運動による健康づくりに関する活動

イ 食事, レクリエーション, 趣味活動等を通じた日中の居場所づくりに関する活動

ウ 定期的な交流会, サロン, 会食会等の開催による心身活性化のための活動

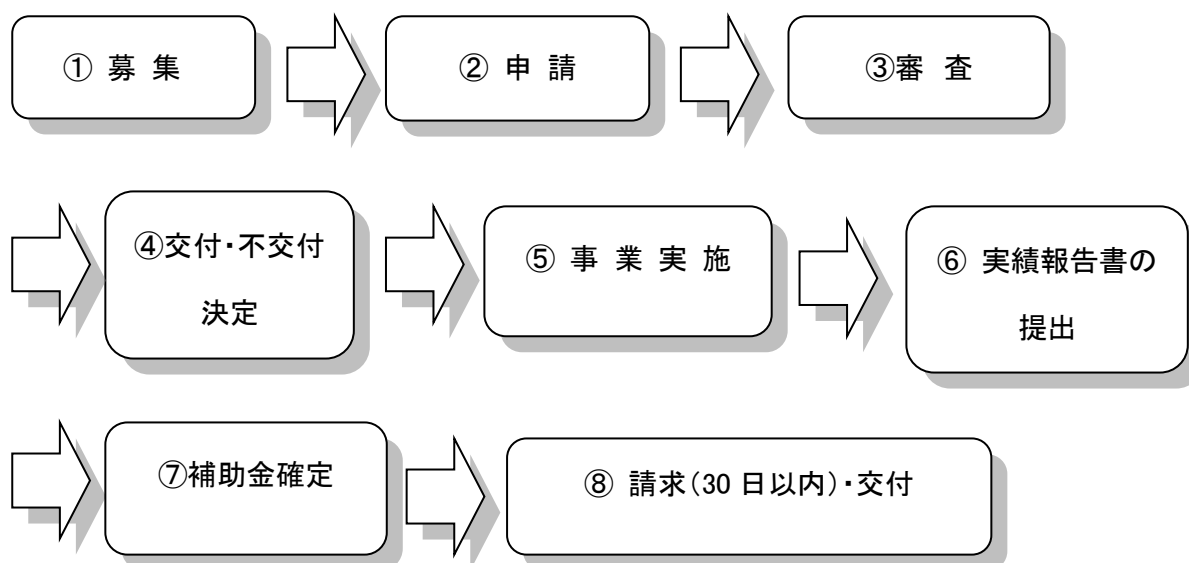
エ その他市長が特に認めるもの

(5) 宗教の教義の布教等を主たる目的とする団体でないこと。

(6) 政治上の主義を推進し, 支持し, 又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。

(7) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条(公職の定義)に規定する公職をいう。)の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し, 支持し, 又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

#### ■ 募集から交付までの流れ



#### ○令和6年4月から開始する場合

##### ① 募集 (2月)

- ・ 市報「2月1日号」により募集。

##### ② 申請 (2月13日～2月29日)

- ・ 交付申請書等必要書類の提出。

##### ③ 審査 (3月～)

- ・ 申請内容の審査を行います。

##### ④ 交付決定 (4月初旬)

- ・ 交付決定後, 交付決定通知書を郵送します。

## ⑤ 実施(4月～)

## ⑥ 事業報告書提出

- ・ 当年度事業完了後、30日以内に高齢福祉課に実績報告書等を提出してください。

## ⑦ 補助金確定

- ・ 補助金を確定し、補助金確定通知書を郵送します。

## ⑧ 請求書提出及び交付

- ・ 申請者からの請求に基づき、補助金を交付します。
- ・ 申請団体の口座に補助金を振り込みます。

## ■ 申請方法

---

### ・提出書類

1. 国分寺市住民主体型サービス事業補助金交付申請書
2. 補助対象事業の年間事業計画書
3. 補助対象事業の収支予算書
4. 補助対象団体の概要を説明する書類

ア 団体の概要説明書(定款・規約又は会則等)

イ 団体の令和6年度収支予算書及び直近年度の収支決算書

※ただし、令和6年4月から事業を開始する団体は、令和4年度収支決算書で可

5. 補助金対象事業の業務に直接従事する従事者名簿
6. その他市長が必要と認める書類

申請書等の様式は、「市ホームページ」からダウンロードもできます。

【令和6年2月1日(木)からホームページ掲載予定】

※ 国分寺市ホームページアドレス <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp>

※ 国分寺市ホームページ内の検索番号: 1022401

### ・申請期間及び提出先

令和6年4月から事業を開始する団体は、令和6年2月13日(火)～2月29日(木)(午前8時30分～午後5時、土・日・祝日を除く。)の期間に、申請書等の提出書類を、高齢福祉課(泉町2-3-8 いずみプラザ1階)までお持ちください。

令和6年3月1日(金)受付分からは、補助金交付決定の時期等により、令和6年4月当初より事業を開始できない場合がありますので、ご了承ください。

【問い合わせ先】福祉部 高齢福祉課 相談支援係

TEL: 042-321-1301 E-mail: koureihukushi@city.kokubunji.tokyo.jp